

グループホーム 和 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第 1 条 有限会社ラポートケアが開設する認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業 グループホーム 和 (以下事業所という) が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業 (以下事業という) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者が、要介護状態等にある高齢者に対して適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業は、要介護者等であって認知症の状態にあるもの (当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。) について、共同生活住居 (介護保険法第七条第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。) において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めるものである。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称、グループホーム 和
- 二 所在地、北海道北見市東陵町57番地10

第2章 従業者の職種、人員数及び職務内容

(従業者の職種、職員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 施設長 1名
施設長は、事業所の職員を代表する。
- 二 管理者 1名 (兼務)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を行うとともに、各居宅介護支援事業者との連携や苦情処理などの業務にあたる。
- 三 計画作成担当者 1名以上 (兼務)
計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画 (以下介護計画という) を作成するとともに、介護従事者として勤務する。
- 四 介護従事者 1F、2F 共 常勤換算3.0以上
介護従事者は、運営基準に従って入居者の介護を行う。

五 事務員 1名 (兼務)

必要な事務を行う。

六 夜勤勤務介護従事者 (当該夜勤時間帯に1名、兼務)

夜勤時間帯の入居者の介護を行う。

第3章 利用定員

(利用定員)

第 5条 事業所の定員は、ユニット1 9名、ユニット2 9名とする。

(定員の遵守)

第 6条 災害等ややむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

(設備に関する基準)

第 7条 事業所は2つの共同生活住居を有する。

2 事業所の居室及び定員を以下に定める。

グループホーム 和 ユニット1		グループホーム 和 ユニット2	
1号室	1人	1号室	1人
2号室	1人	2号室	1人
3号室	1人	3号室	1人
4号室	1人	4号室	1人
5号室	1人	5号室	1人
6号室	1人	6号室	1人
7号室	1人	7号室	1人
8号室	1人	8号室	1人
9号室	1人	9号室	1人

3 上記居室のうち、夫婦等利用者の処遇上必要と認められる場合において、実費負担を頂くことにより2室をつなぐ改修を行い、利用できるものとする。又、退居時には実費負担を頂き修繕する。

第4章 事業の内容

(受給資格等の確認)

第 8条 サービスの提供を求められた場合には、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退居)

第 9 条 事業は、要介護認定審査を受けた要介護者等であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことの支障がない者に提供する。

- 2 入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症を有する者であることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずることとする。
- 4 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- 5 入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が他の指定居宅介護サービス等を利用することによって、自宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討しなければならない。
- 6 利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。
- 7 事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(入退所の記録の記載)

第 10 条 事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載する。

(入居者に関する保険者への通知)

第 11 条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者である市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させた認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(事業の取扱方針)

第 12 条 事業は、利用者の認知症症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行わなければならない。

- 2 事業は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われるよう努める。
- 3 事業は、次条第一項に規定する介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 共同生活住居における介護従業者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

- 5 事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 6 事業者は、自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努める。

(調査への協力)

第13条 事業者は、提供した事業に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な事業が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うように努める。

(介護計画の作成)

第14条 管理者は、計画作成担当者に介護計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成する。
- 3 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し同意を得た上で介護計画を利用者に交付する。
- 4 介護計画の作成に当たっては、他のインフォーマルなサービスの活用その他の多様な活動の確保に努める。
- 5 計画作成担当者は、介護計画の作成後においても、他の介護従業者、利用者が介護計画に基づき利用できる他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。
- 6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する介護計画の変更について準用する。

(介護等)

第15条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこととする。

- 2 1週間に2回以上、適切な方法により入居者の希望に基づいて入居者を入浴させる。入浴が不可の場合には清拭する。
- 3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつ等を使用せざるを得ない入居者について、適切に交換する。
- 5 離床、更衣、整容等の介護を適切に行う。
- 6 日勤帯においては常時1人以上の常勤介護従事者を配置する。
- 7 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせない。
- 8 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努める。

(相談及び援助)

第16条 入居者またはその家族に対して、その求めに応じて適切に応じるとともに、必要な助言その他の情報提供を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第17条 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めることとする。

- 2 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。
- 3 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(管理者による管理)

第18条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、居宅サービス事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(介護計画作成担当者による計画作成)

第19条 共同生活住居の介護計画作成担当者は、同時に介護保険施設、居宅介護サービス事業所、病院、診療所又は社会福祉施設に勤務する者であってはならない。

(勤務体制の確保等)

第20条 利用者に対し、適切な事業を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 介護従事者の資質の向上のために、その研修の機会を次の通り設ける。
 - 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年2回

(協力医療機関等)

第21条 利用者の病状の急変及びサービス提供体制の確保等のため、協力医療機関等を以下に定める。

- 一 協力医療機関 清月クリニック
- 二 協力歯科医療機関 緑町歯科医院

第5章 利用料その他の費用の額

(利用料等の受領)

第22条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該事業に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない事業を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、事業に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにし、徴収する。

- 3 前二項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける。
 - 一 食材料費
実費とする。ただし、当該利用者がその提供に従事できない場合には別途、食事の提供費用を算定する場合もある。
 - 二 おむつ代
当該入居者に係る実費とする。
 - 三 家賃
事業所が契約する入居契約に基づき、各居室ごとに算定する。
 - 四 水道光熱費
燃料費の市場価格の変動や使用料の季節変動等により実費請求は困難であるため、前年度実績に基づき推定入居者数で除した額を算定する。
 - 五 前四号に掲げるもののほか、事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 5 上記利用料に関する具体的な額は、別紙1 利用料金表を参照。

(利用料に含まれない費用)

第23条 前条に規定される利用料には、協力医療機関等から提供される医療および、指定居宅療養管理指導料等の法定代理受領分の費用は含まれない。

第6章 入居にあたり利用者が留意すべき事項

(入居資格の確認)

第24条 入居者は入居申込に際して、被保険者証を提示し、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の期間を明らかにしなければならない。

(保証人の設定)

第25条 入居者は入居に際して、事業所が用意する入居申込書、サービス提供契約書に署名捺印して提出するとともに、適切な保証人を立てて報告しなければならない。

(日課の励行)

第26条 利用者は常勤介護従事者の作成した介護計画に基づいた日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第27条 入居者が外泊を希望する場合には、所定の手続により施設長に届け出る。

(健康保持)

第28条 入居者は健康に留意するものとし、事業所で行う健康審査は特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第29条 入居者は、居室の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。

(禁止行為)

第30条 入居者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
 - 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - 四 指定した場所以外で火気を用いること。
 - 五 故意に共同生活住居もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
 - 六 同時に入居している他の利用者に関する秘密を、漏らすこと。
- 2 上記各号に規定する事項は、入居者の家族にも適用する。

(退居の勧告)

第31条 故意または重大な過失により、前条に規定する禁止行為を頻回に繰り返す場合にあっては、事業者は入居者及びその保証人に退居を勧告する場合がある。

- 2 サービス提供契約書及び介護計画に規定されたサービスを受けた利用者が、故意又は重大な過失により事業所が請求する法定代理受領サービス費やその他のサービス費用等を指定する期間のうちに納めなかった場合には、保証人にその旨を報告し退居を勧告する場合がある。
- 3 入居者が当該事業の対象でなくなった場合、または保険料の滞納などにより介護保険被保険者の資格を失った場合は、遅滞なく保険者である市町村に通知し対応策を検討する。この結果により退居を勧告する場合がある。

第7章 身体拘束廃止及び虐待防止のための措置に関する事項

(身体拘束廃止)

第32条 原則として、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。行動を制限する場合は【身体拘束廃止及び虐待防止委員会】にて検討を行い、【身体拘束廃止に係る指針】に基づいて利用者、利用者の家族等へ十分な説明を行い、同意を得るとともにその態様及び期間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由及び経過について記録する。

(虐待防止)

第33条 利用者の人権の保障、虐待の防止等のため、【身体拘束廃止及び虐待防止委員会】【虐待防止に係る指針】の整備を行うとともに、従業者に対し定期的に研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- 2 虐待が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが半明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- 3 緊急性の高い事案が発生した場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

(身体拘束廃止及び虐待防止に向けた体制)

第34条 【身体拘束廃止及び虐待防止委員会】の構成員

統括委員長 施設長

グループホーム和		グループホーム和	とりさと館
委員長	管理者	委員長	管理者
委員	各ユニット1名	委員	各ユニット1名

※この委員会の責任者は施設長とし、その時に参加可能な委員で構成する

第8章 其他事業の運営に関する重要事項

(提示)

第35条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関等、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第36条 事業所の従業員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさない。

- 2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 3 指定居宅介護支援事業者等に対して、入居者または家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者またはその家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第37条 居宅介護支援事業者又はその従業員に対して、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 居宅介護支援事業者又はその従業員から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従事者等の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(提供拒否の禁止)

第39条 事業者は、正当な理由なく事業の提供を拒んではならない。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第40条 事業の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 指定居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する三十日前には、なされるよう必要な援助を行わなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第41条 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(広告)

第42条 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものを広告しない。

(苦情処理)

第43条 提供した事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した事業に関し、介護保険法第二十三条の規程により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努める。
- 3 提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、「苦情処理記録表」に記録する。

(事故発生時の対応)

第44条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 3 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合、「事故報告書」に記録する。

(会計の区分)

第45条 事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

- 2 従業員の福利厚生費や通信にかかる費用等、有限会社 ラポートケアの他の事業に係る費用と明確に区分できない費用に関しては、収入額や人件費等の適切な指標を用いて按分する。

(記録の整備)

第46条 事業者は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

- 2 利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から二年間保存する。

(緊急時等の対応)

第47条 介護従事者は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(管理者の責務)

第48条 管理者は、従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 管理者は、従業者に運営規程を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(非常災害対策)

第49条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、非難に関する業務継続計画の整備を行う。

- 2 非常災害に備え、少なくとも6ヶ月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。

(衛生管理等)

第50条 利用者の使用する居室、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

- 2 共同生活住居において感染症が発生、又はまん延しないように【感染症の予防及びまん延防止のための指針】及び業務継続計画の整備を行う。

(業務継続計画)

第51条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための【業務継続計画】を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとし、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策)

第52条 事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、就業規則に挙げる【ハラスメントの禁止事項】を遵守し、反した場合には必要な措置を講じるものとする。

(認知症介護基礎研修)

第53条 全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(地域等との連携)

第54条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(その他)

第55条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社 ラポートケアと施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成16年 5月 1日より、施行する。

改正 平成17年 4月 1日 第 4条 六

第14条 3

第34条 3

第41条 3

第42条 3

改正 平成17年10月 1日 「痴呆」から「認知症」

改正 平成18年 5月 1日 協力医療機関の変更

改正 平成19年 4月 1日 介護予防認知症対応型共同生活介護の追加

改正 平成21年11月 1日 事業所の名称の変更（グループホーム 和 に変更）

改正 平成24年 3月10日 事業所の住所変更

（東陵町48-19から東陵町57-10へ変更）

改正 平成28年 4月 1日 介護従事者の変更

改正 平成28年11月 1日 介護従事者の変更

改定 令和 3年 6月 1日 計画作成担当者の変更

附則 この規程は、令和 4年 3月 15日より、施行する。